

# 選挙公報発行の手引き

令和8年5月

大野市選挙管理委員会

## 第1 選挙公報の発行について

大野市では、公職選挙法第172条の2（任意制の選挙公報の発行）及び大野市選挙公報発行に関する条例第2条の規定に基づき、市議会議員及び市長の選挙の際には、選挙公報を発行します。

選挙公報には、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載し、当該選挙に用いる選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対し、選挙の期日の前日までに配布します。

なお、選挙公報の発行について必要な事項は、大野市選挙公報発行に関する条例及び大野市選挙公報発行規程によって定められています。

## 第2 選挙公報掲載申請について

### 1 一般的事項

選挙公報掲載申請の受付は選挙期日の告示の日1日間で、修正、撤回ができるのも告示の日だけとなっています。

ただし、掲載文原稿の事前審査を告示の日の前日までに行います。

### 2 事前審査

選挙公報掲載申請の受付から配布期限までが短期間であること及び適正な選挙公報が配布されることを期して、選挙期日の告示日前までに選挙公報掲載文原稿の事前審査を行います。

#### (1) 審査期間

事前審査日時は、立候補予定者ごとに指定します。

#### (2) 審査場所

大野市選挙管理委員会 事務局

#### (3) 審査時提出書類

ア 選挙公報掲載申請書 1通

イ 選挙公報掲載文原稿 1部

（選挙管理委員会が交付した原稿用紙によること。氏名欄は、立候補届出において通称使用の認定を受けようとする場合は、当該通称を記載すること）

ウ 候補者の写真 1葉

（選挙の期日前6箇月以内に撮影した無帽、正面向き上半身の手札型大〔おおむね縦10cm横7cm〕のもの。裏面に氏名を記載すること。）

※原稿及び写真はお返ししません。

#### (4) 審査を受ける要領

審査書類は、立候補予定者本人又は内容のよく分かる代理人が持参してください。（郵便等で送付しないこと。）

また、字句訂正用のため立候補予定者の印鑑を持参してください。

#### (5) 選挙公報掲載文原稿等の保管

事前審査が終了したときは、選挙公報掲載文原稿等保管証を交付して選挙管理委員会が選挙公報掲載文原稿及び写真を保管します。

### 3 選挙公報掲載申請等

(1) 選挙公報掲載申請書（様式第1号）は、立候補届を提出する際に提出してください。

(2) 選挙公報掲載申請書提出後の修正又は撤回

ア 掲載文を修正しようとするときは、選挙期日告示の日午後5時までに選挙公報掲載文修正申請書（様式第3号）により申請しなければなりません。この場合、修正のため新たに作成した選挙公報掲載原稿を1部提出してください。

イ 選挙公報掲載申請を撤回しようとするときは、選挙期日告示の日午後5時までに選挙管理委員会へ選挙公報掲載文撤回申請書（様式第4号）を提出してください。

### 4 通称使用の認定を受けた場合

立候補届出において通称使用の認定を受けた場合は、選挙公報掲載文原稿の候補者氏名は、当該通称を記載しなければなりませんので注意を要します。

### 5 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじは、選挙期日告示の日午後5時から市役所で行います。候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

## 第3 掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文を写真製版により黒色で印刷します。原稿の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

### 1 原稿用紙の使い方

(1) 原稿用紙は、選挙管理委員会が交付した原稿用紙のほかは使用することができません。

(2) 縮小用の原稿用紙を使用する場合は、文字の大きさを勘案して記載してください。

(3) 原稿用紙の枠内いっぱいに記載することは自由ですが、上下左右に少しあきをとっていただくで見やすくなります。

(4) 枠外に記載された文字は、掲載されません。

(5) 原稿用紙の右上隅の写真欄には何も記載しないでください。

(6) 原稿用紙の氏名欄には、氏名のほか所属党派及び年齢又は生年月日を記載できますが、政見、経歴等は記載できません。

(7) 原稿用紙の青色の線は印刷されません。ペン又は毛筆で記載する場合の便宜のためのものですから、これにとらわれる必要はありません。

(8) 原稿は、写真製版により印刷しますので、汚したり折ったりしないよう取り扱いに注意してください。

## 2 記載の方法

### (1) 字数

字数に法的制限はありませんが、面積は限られていますので、判読が容易になるよう心がけてください。特に縮小用の原稿用紙を使用する場合は、大きめの文字で記載してください。

### (2) 字体等

掲載文は、活字、ペン、毛筆を用いて黒色により、かい書、行書等判読が容易な字体で記載しなければなりません。

### (3) 表示、表現の制限

ア 掲載文は、通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、外国文字その他の文字又は記号、符号、線、圏点若しくは図画、図表、イラストレーション及びこれらの類をもって記載しなければなりません。ただし、氏名欄は通常使用する漢字、片仮名、平仮名、数字、外国文字その他の文字以外は使用することができません。

イ 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を掲載することのできる面積のおおむね3分の1を超えてはなりません。ただしこの場合、写真欄及び氏名欄は面積に算入しません。

ウ 掲載文は、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはなりません。

### (4) 訂正の方法

ア 訂正は、白紙を訂正する文字等の上に貼って行ってください。

イ 訂正したときは、その上部欄外に訂正した字数を記し、押印してください。

## 3 その他

(1) 選挙管理委員会は、規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき又は記載した文字が著しく小さい場合、若しくはその印刷が著しく不鮮明になる恐れがあると認めた場合は、候補者に対し当該文字の記載の訂正を求めることがあります。

(2) 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することはできません。

(3) 原稿用紙は絶対に折り曲げたり汚したりしないでください。

## 第4 電子データにより掲載文等を提出する方法について

掲載文を電子データにより提出する場合は、次のとおりとしてください。

### 1 電子データの形式

(1) Adobe Illustrator 又は Adobe Photoshop を用いて、アウトライン化した PDF ファイル (PDF/X1a) とします。

作成時のカラーモードは、CMYK モードで K (スミ) としてください。

(2) 画像解像度は、グレースケール 350dpi、2階調 1200dpi とします。

(3) 大野市選挙管理委員会が配布する CD に保存されているテンプレートを使用して作成して

ください。なお、テンプレートにある文字や線はガイドであり、印刷されません。

## 2 写真

写真は、選挙の期日前6箇月以内に撮影した無帽、正面向き上半身の手札型大のもので、1～2MB程度の容量のJPEG形式のファイルとしてください。テンプレートに貼り付ける必要はありません。

## 3 提出方法

### (1) 提出物

ア 選挙公報掲載申請書 1通

イ 掲載文及び写真のデータを保存したCD 1枚 ※USBメモリは不可

ウ 掲載文のデータを拡大縮小せずに印刷したもの 1枚

※ウの用紙右上余白に候補者氏名を記載してください。

### (2) 提出データのファイル名

「氏名 選挙公報原稿.pdf」としてください。


なお、一度提出したデータを修正する場合は、ファイル名の最後に「(〇月〇日修正)」と付け加えてください。

### (3) その他

提出されたCDは返却しませんので、ご了承ください。

令和8年6月7日

大野市選挙管理委員会  
委員長 明石 和仁 様

住所 福井県大野市 ○○ ◇番◇号  
候補者  
氏名 大野 太郎 

## 選挙公報掲載申請書

署名 又は 押印  
(署名、押印がない場合は提出時に本人確認)

大野市選挙公報発行に関する条例第3条第1項の規定により、令和8年6月14日執行の大野市議会議員補欠選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

### 記

- |       |  |
|-------|--|
| 1 掲載文 | 1通 (別紙のとおり)  |
| 2 写真  | 1枚<br>※電子データにより提出する場合は不要                           |
| 3 連絡先 | 住所 福井県大野市 ○○ ◇番◇号<br>氏名 ○○ ○○<br>電話 (○○○○) ○○-○○○○ |

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（押印等）がある場合は、この限りではない。

令和8年6月7日

大野市選挙管理委員会  
委員長 明石 和仁 様

住 所 福井県大野市 ○○ ◇番◇号  
候補者  
氏 名 大野 太郎 

## 選挙公報掲載文修正申請書

署名 又は 押印  
(署名、押印がない場合は提出時に本人確認)

令和8年6月7日に申請した選挙公報の掲載文を別紙のとおり修正したいので、申請します。

### 記

- 1 修正文 1通 (別紙のとおり)

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置(押印等)がある場合は、この限りではない。

(注) 選挙公報掲載申請書の提出期限後は、受理しない。

令和8年6月7日

大野市選挙管理委員会  
委員長 明石 和仁 様

住 所 福井県大野市 ○○ ◇番◇号  
候補者  
氏 名 大野 太郎 

## 選挙公報掲載文撤回申請書

署名 又は 押印  
(署名、押印がない場合は提出時に本人確認)

令和8年6月7日に申請した選挙公報の掲載文を撤回したいので、申請します。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置（押印等）がある場合は、この限りではない。

(注) 選挙公報掲載申請書の提出期限後は、受理しない。